

生食発 0124 第 1 号
4 輸国 第 4670 号
令和 5 年 1 月 24 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

我が国からオーストラリア向けに輸出される水産食品及び養殖等用飼料並びにロシア及びウクライナ向けに輸出される水産食品については、それぞれ「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働省・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 AU-S1「オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱」、別紙 RU-S1「ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱」及び別紙 UA-S1「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程の別紙について、別添のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

(別添)

要綱	変更内容
・別紙 AU-S1「オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱」	<ul style="list-style-type: none">・ 4(2) 施設認定(変更又は廃止)の際の連絡先の変更・ 4(4) 認定施設の定期確認の手続の変更・ 別添2 「特定魚種のうち、オーストラリアに輸出可能な製品」について、オーストラリアの最新の規則を基に更新・ 別添3 「consumer ready」製品に魚類由来の原料を使用した高度加工品を追加・ 別紙様式5-2 水産食品(サケ科のもの)証明書発行申請書の変更・ その他、所要の改正
・別紙 RU-S1「ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱」	<ul style="list-style-type: none">・ 3(4) 認定施設の定期確認の手続の変更・ その他、所要の改正
・別紙 UA-S1「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱」	<ul style="list-style-type: none">・ 3(4) 認定施設の定期確認の手続の変更・ 4(1) 証明書発行申請時の添付書類・ 別紙様式5 証明書発行申請書様式の変更・ 別紙様式8 官能検査等実施に係る様式の変更・ その他、所要の改正